

泉崎村農業委員会定例総会（３月）議事録

1 開催の日時及び場所

日 時：令和 7 年 3 月 1 7 日（月）午後 1 時 3 0 分から

場 所：泉崎村役場第 1 会議室

2 会議構成人員（9 名）

出席農業委員（8 名）

推進委員（1 名）

1 番 箭内 一美 委員

瀬知房 鈴木 勝 委員

2 番 佐川 ヒロ子 委員

3 番 和泉 輝代 委員

4 番 大森 秀樹 委員

5 番 穂積 正徳 委員

6 番 菊地 信治 委員

7 番 大野 厚海 委員

8 番 有賀 路夫 委員

3 本日の提出議案

報告第 4 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書について

報告第 5 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書について

報告第 6 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書について

報告第 7 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書について

報告第 8 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書について

報告第 9 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書について

報告第 1 0 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書について

報告第 1 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書について

報告第 1 2 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書について

報告第 1 3 号 農地を農業用施設用地に転用する届出について

議案第 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 1 0 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 1 1 号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について

4 議事録署名人

7 番 大野 厚海 委員

1 番 箭内 一美 委員

■開 会

(事務局)

定刻になりましたので、ただ今より 3 月定例総会を開催いたします。始めに会長より挨拶をお願いいたします。

■会長挨拶

(会長)

みなさん、こんにちは。

今日は二つほどおはなししたいと思います。

1 つ目は 3 月 4 日に認定農業者経営セミナーがありました。

公益財団法人農業振興公社のほうで中間管理業務についての話がありました。

このことについて、新年度から地域計画も始まり、中間管理機構が中心となっていくなすので、我々もある程度、理解していかなければなりません。

新年度が始まりましたら、中間管理機構の方をお呼びして話をしてもらうなど、何らかの形を取りたいと思っています。

二つ目は 3 月 7 日地方農業委員会連合会会議がありました。

農業委員会が果すべき役割として、地域計画の対応について、広い地域、あらゆるニーズへの対応になり、戸惑うこともあるとは思いますが、同じ目線で意思疎通を図り、これについても、時間を割いて話し合いするべきかと思っています。

研修を通して、いろいろな方と話す機会がありまして、やはり、皆さん課題をもって物事に取り組んでいました。皆さんも同じように課題をもって農業に仕事に取り組んでいると思いますので、皆さんの話を聞く機会を設けたいと思いますので、よろしくお願いします。

も情報収集のほうよろしくお願いします。

次に、農地利用最適化実現に向けた地域計画策定支援についてです。農業委員会としても本腰を入れて活動していかなければなりません。期日が決まっているものなので、事務局と協力しながら進めていきましょう。

また、担い手育成確保対策ということで、泉崎村も担い手が少ない中で情報交換・取集が重要です。若い人とのコミュニケーションをとる機会があると思うのでぜひ、農業について PR してください。

最後に、田植えの時期になりましたので農業機械による事故には十分気をつけるようお願いします。

(事務局)

ありがとうございました。

会期の決定及び議事録署名人の選任について、会長よりお願いいたします。

■会期の決定及び議事録署名人

(会長)

本総会の会期は、本日１日とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

(会長)

本日１日とすることに決しました。

議事録署名人は「７番 大野厚海委員」「１番 箭内一美委員」にお願いします。

(会長)

では、議事に入ります。「報告第４号から報告第６号 農地法第１８条第６項の規定による通知書について」こちらは関連性がありますので、事務局より一括報告願います。

(事務局)

「報告第４号から報告第６号 農地法第１８条第６項の規定による通知書について」議案書に従い朗読説明。

(会長)

ただ今、事務局より報告がありましたが何か質疑等ございますか。

(会長)

質疑がないものと認め、報告のとおりとします。

(会長)

続きまして、「報告第７号 農地法第１８条第６項の規定による通知書について」事務局より報告願います。

(事務局)

「報告第７号 農地法第１８条第６項の規定による通知書について」議案書に従い朗読説明。

(会長)

ただ今、事務局より報告がありましたが何か質疑等ございますか。

(会長)

質疑がないものと認め、報告のとおりとします。

(会長)

続きまして、「報告第 8 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について」事務局より報告願います。

(事務局)

「報告第 8 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について」議案書に従い朗読説明。

(会長)

ただ今、事務局より報告がありましたが何か質疑等ございますか。

(会長)

質疑がないものと認め、報告のとおりとします。

(会長)

続きまして、「報告第 9 号から報告第 12 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について」こちらは関連性がありますので、事務局より一括報告願います。

(事務局)

「報告第 9 号から報告第 12 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について」議案書に従い朗読説明。

(会長)

ただ今、事務局より報告がありましたが何か質疑等ございますか。

(会長)

質疑がないものと認め、報告のとおりとします。

(会長)

続きまして、「報告第 13 号 農地を農業用施設用地に転用する届出について」事務局より報告願います。

(事務局)

「報告第13号 農地を農業用施設用地に転用する届出について」議案書に従い朗読説明。

(会長)

ただ今、事務局より報告がありましたが何か質疑等ございますか。

(穂積正徳委員)

2a未満の規定とありますが超えた場合についてはどうすればよいですか。

(事務局)

2aを超えた転用については4条申請もしくは5条申請が必要になります。

(会長)

ほかに質疑がないものと認め、報告のとおりとします。

(会長)

続きまして、「議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

(事務局)

「議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について」議案書に従い朗読説明。

(会長)

続きまして、「議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

(事務局)

「議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について」議案書に従い朗読説明。

(会長)

ただ今、事務局より説明がありましたが「議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について」地区推進委員 鈴木勝委員の意見を願います。

(鈴木勝委員)

19ページを見てください。●●●●●、●●●●、●●●●-●、●●●●番、この4筆が現状1筆になっています。しかし、4筆とも名義が違っていません。現在、●●●●番の所有者である●●●●さんがこの4筆をすべて耕作していますが、今回、●●●●番を●●●●さんが購入して、4筆とも耕作するようです。

(会長)

担当農業委員が所用のため現地確認に出席できなかったため、代理として出席しました 穂積正徳委員の意見ををお願いします。

(穂積正徳委員)

一応、現地確認したときは土を盛り上げて境界がわかるようにしてくれていました。先ほど勝委員が言った通り、4枚が1枚となっていますが、他の農地については借りるということで納得しているとのことなので大丈夫だと思います。以上です。

(会長)

担当委員の「問題なし」との意見がございましたが、委員の皆さんの意見をお伺いします。

(菊地信治委員)

●●●●●●●番以外の農地について、●●●●さんが借りるということでありましたが、農地法の貸借を結ぶ予定はあるのですか。今後も相対での口約束での貸借とするのでしょうか。

(鈴木勝委員)

現在は口約束での貸借となっております。
今後、農業委員会に申請を出したほうがいいのか。
トラブルのことを考えれば、届出をしたほうがいいとも思います。

(箭内一美委員)

実際にこのような事例はいっぱいあると思います。
相対で契約している事実、それが法的に問題なのか、事務局の台帳上で整備をしないと今後、問題が出てくる等あるのであれば、ローラーでビラを配る等考えたほうがいいのかもしれない。

(事務局)

農地に関しては農地法第3条に基づいて申請をしていただくか、中間管理機構を通して利用権を設定することも可能です。

農地法の中に農地法や中間管理機構を通して利用権設定していないものについては売買、貸借は認められないものとなっていますので、あくまで民民の話になってしまいます。

ですので、農業委員会としましては、証明書などの発行はできないものとなります。農家台帳については総会にかけられたものが整備されるようになります。

(鈴木勝委員)

就農する人は農業委員に届け出なければならないと難しいと思いますけど、その前に今まで農業をしていて相対で契約していた人たちをどうするかだと思います。

関平地区では昔から農業をしている方が多いので、農業委員会を通さないで貸借をしている人は多いと思います。

(菊地信治委員)

今回、畑が一枚になっているということでトラブルにならないければいいなという意味で、買うにしても借地にするにしても農業委員会に通してもらえればなと思ったのです。

(事務局)

今回の農地につきましては、相続がしっかりしておらず、現段階では貸借ができないとのことでありましたので、今後、相続が終わった段階で申請を出してもらうようには説明しご理解していただいております。

(会長)

では、おはかりいたします。

「議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について」許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」とする声あり。)

(会長)

異議なしと認め、「議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について」許可することに決しました。

(会長)

続きまして、「議案第 11 号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について」事務局より説明願います。

(事務局)

「議案第 11 号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について」議案書に従い朗読説明。

(会長)

ただいま事務局より説明がありましたが何か質疑等ございますか。

(鈴木勝委員)

貸借を結ぶ方は泉崎の方なのですか。

(事務局)

●●●さんは●●の方になり、●●●●さんは●●●に在住ですが、お孫さんであり、現在は●●●●●●んと一緒に作業等をしていると伺っています。

(菊地信治委員)

農用地利用集積等促進計画を新集積計画とすると記載されていますが、これはどういった意味ですか。

(事務局)

令和 5 年 4 月 1 日基盤強化法が改正され、以前は村を通しての利用権設定と農業振興公社を通しての利用権設定をするという 2 パターンありましたが、なかなか集積が上手くいかないこともあり、農業振興公社を通しての利用権設定に一本化されました。

令和 5 年 4 月 1 日以降の利用権設定に使用する書類ということで新集積計画と書かれているものになります。

(鈴木勝委員)

公社を通して利用権設定を結ぶと 3 条申請での契約と違いメリットはあるのですか。補助金が出るなどのメリットがあればいいのですが。

(事務局)

補助金等のメリットはありません。

しかし、農業者年金、特に経営移譲年金を受給されている方であれば、合意解約を

した時点で、農業者年金の支給停止となりますが、中間管理機構を通して利用権設定を結ぶことで停止除外の対象になるというメリットはあります。

(会長)

ほかに質疑がないようなので決裁をとります。

「議案第 11 号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について」意見書（案）のとおり提出することにご異議ございませんか。

(会長)

異議なしと認め、「議案第 11 号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について」原案のとおり回答いたします。

(午後：2 時 20 分)

■その他

(会長)

以上で本日の案件は終了しますが、その他、事務局から何かございますか。

(事務局)

- ・令和 7 年度標準農作業賃金及び賃借料情報について
- ・令和 7 年度総会日程等について
- ・令和 7 年度農業会議行事予定について
- ・令和 6 年度報酬支払いについて

■次回定例総会の日程について

(会長)

以上を持ちまして、本総会の日程が終了しました。

次回の定例総会について、令和 7 年 4 月 15 日（火）にすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」とする声あり。)

■閉 会

(会長)

以上をもちまして泉崎村３月定例農業委員会総会を閉会といたします。お疲れ様でした。

(午後：２時３５分)